

# 稲庭頭首工管理規程

平成11年9月17日制定

改正 平成19年9月21日 平成29年3月11日

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、稲庭頭首工の水利使用規則（平成27年8月24日付け国東整水第101号）第9条第1項に基づき、稲庭頭首工（堰堤、取水施設、電気設備、その他付帯施設を含む。以下「頭首工」という。）に係る取水の方法及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

（頭首工管理者）

第2条 頭首工の管理者（以下「頭首工管理者」という。）は、水利使用者である秋田県から財産譲与を受けた稲川土地改良区理事長とする。

2 頭首工管理者は、河川関係法令、かんがい用水水利使用規則及び本規程を遵守し、頭首工を適切に管理するとともに、適正な水利使用を行う責を負うものとする。

（管理主任者）

第3条 頭首工管理者は、頭首工の管理を適正に行うために稲川土地改良区に管理主任者（施設管理課長）1名を置かなければならない。

2 前項の管理主任者は、部下の職員を指揮監督して、本規程の定めるところにより、頭首工の管理に関する事務及び事項を誠実に行わなければならない。

3 水利使用者は、頭首工管理者が管理主任者を定めたときは、河川管理者に届け出なければならない。

（異例の措置）

第4条 管理主任者は、本規程に定めのない事務及び事項を処理しようとするときは、あらかじめ頭首工管理者の承認を得なければならない。

ただし、異常事態の発生により緊急に処理を要するものについては、この限りではない。

2 管理主任者は、前項ただし書きにより事務・事項を処理した場合は、事後速やかに頭首工管理者に報告するとともに、その後の処理についての指示を受けなければならない。

（頭首工の諸元等）

第5条 頭首工の諸元、その他管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

・頭首工

イ. 可動部

①土砂吐ゲート（天端標高） E L 151.840m

ロ. 固定部

①堤高（天端標高） E L 151.840m、堰高 2.6m

②堤長 L = 131.430m

- ハ．舟筏路 N = 4 門
- ニ．魚道
  - ①形式・寸法 階段式全面越流型 幅 2.95m、プール長 2.50m
  - ②延長 L=48.3m、勾配 I=1/14.5（落差 0.20m）
- ホ．ゲートの規模
  - ①土砂吐ゲート（幅 3.000m×高さ 1.350m×4 門）
  - ②取水ゲート（幅 2.320m×高さ 1.000m×2 門）
- ヘ．ゲート開閉の速さ
  - ①土砂吐ゲート 0.30m/min
  - ②取水ゲート 0.30m/min
- ・集水面積 232 k m<sup>2</sup>
- ・計画高水流量・水位 1,200m<sup>3</sup>/s（標高 153.790m）
- ・計画取水量・水位 2.654m<sup>3</sup>/s（標高 151.710m）

（洪水及び洪水時）

第6条 本規程において「洪水」とは、頭首工地点における河川流量が 1,200m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（水位等の算定方法（及び基準））

第7条 頭首工地点の河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、取水口の上流護岸に設置された水位計の読みに基づいて算定するものとする。

2 頭首工地点の河川の流量は、頭首工からの取水量、土砂吐ゲートからの放流量及び固定部からの越流量を合算するものとする。

## 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

### 第1節 水位

（取水位）

第8条 頭首工からの取水は、河川の水位が標高 151.710m以上 152.310m以下のときにおいて行うものとする。豪雨等により河川の水位が標高 152.310mを超えることが予想される場合は取水ゲートを閉扉するものとする。

2 頭首工管理者は、前項に規定する水位を遵守して、かんがい用水の取水を行い、かつ、河川の流量を恒常的に維持させるよう努めなければならない。

### 第2節 取水

（取水）

第9条 頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象及びかんがい等の状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

区分		期間		年間総取水量 (千m <sup>3</sup> /s)		
		5月10日から 5月20日まで (m <sup>3</sup> /s)	5月21日から 8月31日まで (m <sup>3</sup> /s)		9月1日から 翌年5月9日まで (m <sup>3</sup> /s)	
本取水口 兼 注水用 取水口	稲庭頭首工	2.657	2.575	1.273	47,630	
	内 訳	本取水用	2.446	2.371	1.234	45,210
		注水用	0.211	0.204	0.039	2,420
本取水口	七右エ門堰	0.211	0.204	0.039	2,420	

（取水時のゲートの操作）

第10条 かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じ、取水ゲートの開度を調整するものとする。

（魚道からの放流）

第11条 魚道からは、毎秒0.185m<sup>3</sup>以上を放流するものとする。

（取水量の測定）

第12条 頭首工管理者は、水利使用規則第9条に基づき毎日の取水量を測定しなければならない。（取水しない日を除く。）

2 取水量の測定は、取水口下流に設置された自記水位計（別添平面図参照）の読みを基に別図第1のHQ曲線から算定するものとする。

3 水利使用者は、頭首工管理者が取水（設備の点検の為にするものを除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、取水量の正確を期す為に毎年水位計地点の流量測定を行い、その結果に基づいて取水量の測定表を補正するものとする。

4 水利使用者は、水路の経年変化、改築等により第3項記載の資料の精度への影響などに留意し、同資料を補正する必要があるときは、その都度速やかに変更に係る資料を作成のうえ、当該資料を河川管理者に提出して確認を受けなければならない。

### 第3節 放流ゲートの操作

（放流の原則）

第13条 取水期間における頭首工からの放流は、第11条（魚道からの放流）に定めるもののほか、次の各号に該当する場合に限りすることができるものとする。

- (1) 排砂の必要があるとき
- (2) 頭首工の点検又は整備のため必要があるとき
- (3) その他やむを得ない必要があるとき

（頭首工からの放流）

第14条 第8条第1項（取水位）の計画取水位標高151.710mを超えさらに、標高152.310mを上回る恐れがあるときは、取水ゲートを閉扉し、頭首工を流下させるものとする。

2 第13条による土砂吐ゲートからの放流は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 土砂吐ゲートを操作するときは、これにより濁水被害が生じないように、事前に十分な対

策を行うこと。

- (2) 土砂吐ゲートからの放流による下流の水位に急激な変動を生じないよう別図第2に定めるところにより放流すること。

(各ゲートの操作方法)

第15条 頭首工を構成する個々のゲートは左岸に設置された固定堰に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号土砂吐ゲート」、「第2号土砂吐ゲート」、「第3号土砂吐ゲート」、「第4号土砂吐ゲート」という。

- 1 頭首工から放流する場合においては、原則として次の順序でゲートを開き、第1号ゲートを開いた後、さらにその放流量を増加するときは同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときはこれを開いた順序の逆の順序によってするものとする。ただし、第13条（放流の原則）に該当する場合はこの限りではない。

第1号土砂吐ゲート

第2号土砂吐ゲート

第3号土砂吐ゲート

第4号土砂吐ゲート

- 2 各土砂吐ゲートは、第14条（頭首工からの放流）の規定により放流する場合又は点検若しくは整備のため必要がある場合を除いて、開閉してはならない。

(放流の際の関係機関に対する通知)

第16条 頭首工により貯留された流水を放流することによって下流の水位に急激な変動を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、別表第1に掲げる関係機関に対し通知をするものとする。

ただし、点検・整備等の場合で、放流が事前に予定されている場合は、計画確定後すみやかに通知を行うものとする。

(放流の際の一般周知させるための措置)

第17条 頭首工からの放流を一般に周知させるための措置として、頭首工地点から上久保橋地点の皆瀬川の区間について、次の各号により警告をしなければならない。

- (1) 目視により状況確認し、必要に応じ注意喚起を行う。

(放流の安全の確認)

第18条 土砂吐ゲートを操作して頭首工ゲートからの放流量を増加させるときは、あらかじめ下流の安全を確認しなければならない。

(ゲートの操作に関する記録の作成)

第19条 各ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、ゲートの開閉を開始した時刻及び、これを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲートの開閉を始めた時及びこれを終えた時における頭首工の水位及び放流量

(4) 第16条（放流の際の関係機関に対する通知）並びに第17条（放流の際の一般周知させるための措置）の規定による通知並びに警告の実施状況

- (5) その他参考となるべき事項

### 第3章 点検及び整備に関する事項

（工作物の維持、管理体制）

第20条 頭首工管理者は、工作物が良好な状態に保つよう維持管理するため、別表第2に掲げる事項について、年1回以上の点検を実施し、その点検結果を記録・保存するものとする。なお、点検により異常が発見された場合には、応急の措置を行い、水利使用者はすみやかに（事象によっては、直ちに）河川管理者へ報告するものとする。

2 水利使用者は、河川管理者が河川管理上支障を生じると判断し、必要な指示がなされた場合には、河川管理者に対し、工作物の具体的な改善方法を報告するものとする。

（点検及び整備等）

第21条 頭首工管理者は、頭首工、ゲート等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については適時運転を行わなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が頭首工に及ぶものが発生したときは、その発生後、すみやかに、頭首工の点検を行い、頭首工に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（監視）

第22条 頭首工管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、その維持管理及び保全に支障を及ぼす行為の取締並びに危険防止に努めなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第23条 洪水又は暴風雨、地震、その他の原因により頭首工に関する異常かつ、重大な状態が発見されたときは、直ちに、応急の措置をするとともに、別表第1に掲げる関係機関に対しその旨を報告しなければならない。

### 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

（洪水警戒体制）

第24条 本規程において洪水警戒体制とは、次の各号に該当する時をいう。

- （1）秋田地方気象台から雄勝地方を対象として降雨に関する警報が発せられたときから、これらの警報が切り替えられるまでの間
- （2）頭首工の水位が標高 152.31m を上回る恐れが大きいと認められるときから頭首工の水位が標高 152.31m 以下となり、再び増水する恐れがないと認められたときまでの間

（洪水警戒体制時における措置）

第25条 頭首工管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員をそれぞれの担当部署に配置するとともに、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）頭首工を操作するために必要な機械及び器具（予備電源設備を含む。）の点検整備その他頭首工の管理のため必要な措置。
- （2）秋田地方気象台及び湯沢市、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密に行うこと。
- （3）常に河川の流量及び水位に注意し第14条第1項及び同条第2項第2号の規定によるゲートの操作に万全を期すこと。

- (4) 第19条（ゲートの操作に関する記録の作成）の規定による各ゲートの操作に関する記録を作成すること。

## 第5章 記録に関する事項

（管理日誌）

第26条 頭首工管理者は、管理日誌を備え次に掲げる事項について記録しなければならない。

- ①気象
- ②水象
- ③取水量
- ④取水ゲートの操作の時刻及び開度
- ⑤点検及び整備に関すること
- ⑥その他頭首工の管理に関すること

（管理規程の改正）

第27条 水利使用者は、本規程によっては、河川管理上支障を生じると認められる場合には、あらかじめ河川管理者の承認を得て、これを変更することができる。

ただし、第1条記載の水利使用規則が改正となった場合において、第2条以降の記載に変更が生じない場合は、本規程の変更を要しない。

### 附 則

この規程は認可の日から施行する。（平成11年10月26日許可）

### 附 則

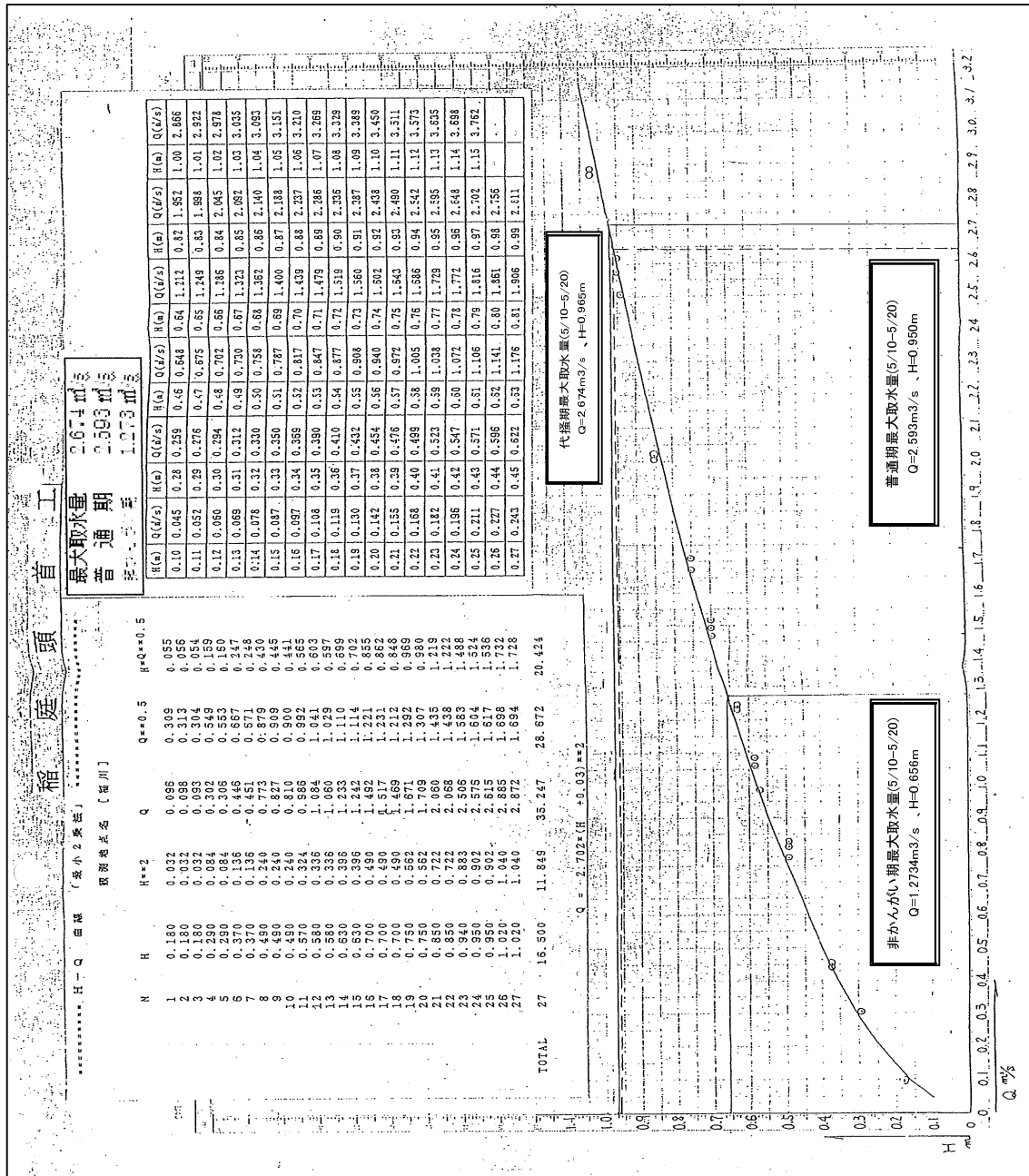
この規程は認可の日から施行する。（平成19年11月8日許可）

### 附 則

この規程は認可の日から施行する。（平成29年3月24日許可）

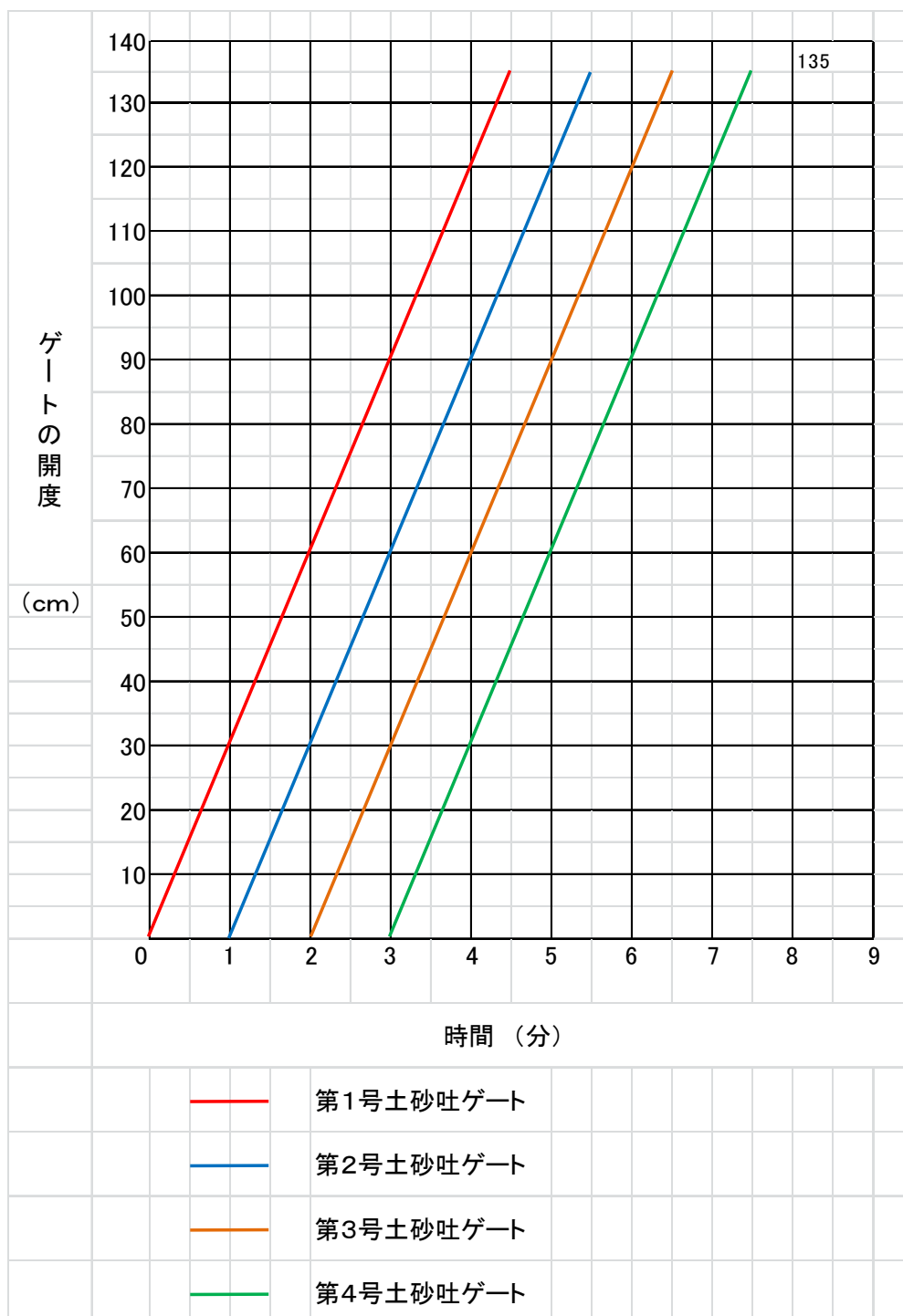
第6編 業務 (稻庭頭首工管理規程)

別図第1 (第12条 (取水量の測定))



別図第2（第14条（頭首工からの放流））

土砂吐ゲート操作時





第6編 業務（稲庭頭首工管理規程）

別表第1（第16条（放流の際の関係機関に対する通知）及び  
第24条（異常かつ重大な状態に関する報告））

通知の相手方		通知又は通報の方法 （連絡先）	摘要
名称	担当機関の名称		
国土交通省	湯沢河川国道事務所河川管理課	電話0183-73-3174	
秋田県	雄勝地域振興局建設部	電話0183-73-6168	
秋田県	雄勝地域振興局農林部農村整備課	電話0183-73-6135	
湯沢市	農林課	電話0183-73-2111	
警察署	湯沢警察署	電話0183-73-2127	
消防署	湯沢雄勝広域消防署稲川分署	電話0183-42-2330	

